

予算決算審査特別委員会市民厚生分科会（9月25日）

開会（11：00）

○青島分科会長 ただいまより予算決算審査特別委員会市民厚生分科会を開会する。

当分科会に付託された案件は1件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、こども未来部、市民部、健康福祉部として進めたいと思うが、御異議はないか。

（異議なし）

こども未来部所管の議案の審査に入る。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、こども未来部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島分科会長 当局の説明に対し質疑・意見のある分科会員の発言を許す。

○杉田分科会員 今、最後の284ページのところの和田地域交流拠点施設整備事業というところで、概要報告書の111ページのところなんですけど、放課後児童クラブの運営事業費、21クラブ、26支援単位と書いてあるんですけど、今まで、かえるクラブがあったのが、私もその前の年のときに相談を受けて、中に入っているいろいろな説明を聞いていたときに、その後の経過について部長のほうにも確認をしに行ったことがあるんですけど、そこへの地域交流型というふうに進めるに当たっての進め方の問題だったんですけど、ちゃんとその地域の人たち、あるいは実際に運営していた人たち、そこへの説明をこういうふうにやられたというのを聞いたんですけど、それが、最後、全然連絡が途絶えちゃったまま、ぼんとなくなっちゃっていたんですけど、そこでの進められ方というのはどうなっていたのかというのをもう一回説明してもらいたいと思います。

○見原こども未来部長 今回の杉田分科会員の放課後児童クラブの御質疑でございますけれども、先ほど、かえるクラブというお話がございましたけれども、これは地域の自治会が主体となって、和田地域の児童育成会という会がかえるクラブのほうの運営をしておりました。ですので、基本的に、そこに私どもが委託金という形でお支払いをさせていただいたんですけども、昨年度の途中で、その育成会のほうから、来年度の放課後児童クラブの運営というものが、やはりいろいろ資金的なものとか人的なものとかいう部分の中でなかなか工面がつかなくなってきたと。そういう部分の中で和田の公民館が和田地域交流センターという形で新しくなる、そういう機会を捉えて、かえるクラブが放課後児童クラブの運営から手を引きたいという形でお話ございました。そういう中で、それにつきましてはあくまでも育成会が主体となっておりますので、その中に御相談をいただいたということで、より地域のかえるクラブの保護者会とか地域の自治会、あと、小学校のPTAとかそういう方々が入ってくる中で、いろいろ御相談をさせていただいて、育成会の総意として、平成29年度でかえるクラブは放課後児童クラブの運営から抜けるという形のお話をいただいたという形で、あくまでも地元が主体となって進めてきた中でのお話という形になります。

○杉田分科会員 詳しい話はわからないんですけど、育成会という中にかえるクラブをいろいろ運営していた方たちがその中にちゃんと入って、説明なんかもちゃんとされたと

いうことでいいですか。

○見原こども未来部長 今おっしゃられたように、運営の部分については、全て、かえるクラブの指導員とか保護者会の入る中で今後の進め方というものを検討して出た結論だということでございます。

○杉田分科会員 了解しました。

この21クラブの、前回の説明の中に、そのクラブの名前だとか定員だとか、そこに何人通っていたとかいうのがあったと思うんですけど、今回はこれが示されていないというのは何かありますか。

○鈴木子育て支援課長 今、杉田分科会員が言われるのは、概要説明書に一覧表が今回載っていないよということですか。そういう質疑で。

○青島分科会長 何ページか言って。

○鈴木子育て支援課長 今の杉田分科会員が言われるのは、111ページの放課後児童クラブの健全育成事業（2）のところの21クラブ、26支援ということで、そのところの一覧が載っていないよというお話だと思うんです。

○杉田分科会員 そうです。

○鈴木子育て支援課長 特段これをなくした理由というのはないものですから。ここから外した理由というのは特段ないです。

○杉田分科会員 私が聞きたかったのは、和田が地域交流型になって、今、学童始まっていますよね。前のかえるクラブのときの受け入れ人数と、今、地域交流型になって、そこに今何人になっているのかというのを教えてください。

○鈴木子育て支援課長 今御質疑のかえるクラブにつきましては、平成29年度当初、28名ということになっておりましたけれども、ことしの4月よりほしのこクラブというところが受けていただきまして、平成30年の4月当初で42人ということに登録をさせていただいております。

○杉田分科会員 了解しました。それなりに指導員というのだから、保育士だかわからないけど、資格を持った方が何人で、持っていないで援助になっている方は何人になりますか。

○見原こども未来部長 資格を持った放課後の支援員というのが1人おりました。あとは、資格がないというんでしょうか、保育士とか教員等の免許を持っていて、いわゆる非常勤という方が、大分人の入れかえがあったので、最大で多分3人いたかなと思います。その3人の中で動いていて、あと、指導員は1人固定の職員がいたということでございます。

○杉田分科会員 了解しました。

次の問題なんですけど、報告書の121ページのところで、民間保育所の事業所のところについて表があるんですけど、民間保育所の下のところには地域型保育事業所というのがあって、これはたしか年度の初め、昨年2月の段階では確定していなかったと思うんですけど、一番上の保育園は多分あったと思うんですけど、その下の、全部で6のうち5つは新規だと思うんですよ。前回、たしか説明はなかったと思います。この地域型保育事業というのは、認可保育園との違いというのは何かありますか。

○増田保育・幼稚園課長 まず、昨年度の4月の時点で、4月にオープンしたのは、今お

話に出ました常緑保育園と、それから、保育所きぼう東こがわ園の2園です。

○杉田分科会員 これもそうなの。

○増田保育・幼稚園課長 はい。2つが4月当初です。それ以外の4カ所が年度途中でオープンしたということになります。

認可保育所と、ここにあるのは地域型保育事業所の中の小規模保育事業ですけれども、違いとしましては、認可保育所はゼロ歳から5歳までを対象としておりますけれども、小規模保育事業所の場合はゼロ歳から2歳までを対象としております。それ以降、3歳になりますと、連携施設というのを協定を結んでありますので、例えば私立幼稚園ですとか、そういったほうにお子さんは行かれるということです。

それから、基準につきましては、保育士の配置の基準については、今、焼津市内で認可をしているこの小規模保育事業所というのはA型と言われるもので、A型、B型、あと、Cというのがありますけれども、基本的にはA型で焼津市は認可しております。A型の場合は、保育士の配置基準は、認可保育所と全く同じ配置基準になります。ちなみにB型になりますと、保育士の資格を持った人が全体の半分で、半分しかいない場合はB型、A型だと全員が保育士の資格を持っている場合という形になりますので。現在は焼津市はA型しか認可をしておりませんので、認可保育所と全く同じということになります。それから、あとは施設の面積の基準ですけれども、こちらも認可保育所と全く同じ基準になっております。

以上でございます。

○杉田分科会員 今、ゼロ歳から2歳までがこの地域型ということなんですけど、3歳になると幼稚園に行くということで、それは了解して入ってもらっているということではないですか。

○増田保育・幼稚園課長 もちろん、小規模保育事業所を保護者の方に御案内するときは、小規模保育事業所がゼロ歳から2歳までの施設だということは十分説明させていただいておりますし、じゃ、それ以降どうするのといったときには、先ほど言いました、連携施設というのを設けていまして、必ずしも連携施設に3歳になったら行くとは限りませんが、大体、受け皿として、ほとんどは私立幼稚園、あとは、認可保育所で3歳以上であきがあれば、そちらのほうに入所できる方もいるとは思いますが、あとは、認可外保育施設を利用される方も中にはいると思いますが、主には私立幼稚園が連携施設になっておりますので、そちらのほうを利用されている。それは当然入所の段階でそういった御説明はさせていただいております。

以上です。

○杉田分科会員 民間保育所のほうの定員に対する定数がかなりオーバーしていることなんですけど、待機児童というのは基本的にはなくなっているということではないんですか。

○増田保育・幼稚園課長 まず、この民間保育所の定員が全体で980人に対して1,088人入所をしている。これは、国のほうで定員の弾力的運用ということを認めていまして、それは、先ほどの保育士の配置基準と施設の面積基準、この最低基準を両方クリアしていれば、定員を超えて受け入れをしてもよい。むしろ、待機児童がいる状況なので受け入れを促進しているところがございます。結果、焼津市の待機児童ですけれども、平成29年度、一番最後に国に報告するのが1月時点の待機児童ですが、待機児童としては25人

おります。ですから、まだ解消には至っていないという状況であります。

- 杉田分科会員 25人というカウントの仕方ですけど、今、実際に就活をやっているよとか、そういう人はカウントはされないということでもいいですか。
- 増田保育・幼稚園課長 今、休職中、仕事を探しているということで、継続して仕事を探して就職活動をしているというのが明らかな方は、待機児童としてカウントします。休職中ということで申し込みをされて、実際、ハローワークで就職先の案内を受けて、面接を受けてみようかという形をとってれば、就職活動が継続しているというふうに判断しますけれども、実際にはやめてしまっていて、そういう活動をしていないという人につきましては、待機児童のカウントからは外すということになっております。
- 村松副分科会長 概要報告書の111ページのところに、ターントクルこども館の基本構想策定事業56万円があります。ここで基本構想の策定を行ったということなんですけれども、この委員会とかへの説明というのはどう考えておる。教えてください。今後のスケジュール的なものです。
- 鈴木子育て支援課長 ターントクルこども館につきましては、今、村松副分科会長より指摘がありました。構想は策定させていただきまして、今年度、設計の入札をさせていただきまして、建物設計とデザインの設計をさせていただきました。これをもとに絵ができたところで議会には報告をさせていただく予定で、今後の議会で説明をさせていただこうと考えております。

以上です。

- 村松副分科会長 わかりました。少しでも出せるものがあれば、この分科会に見せていただいて、全て決まった後でこうだというふうな形じゃなくて、やはり分科会員の意見も聞いていただきながらいいものをつくっていただくようお願いをします。

以上です。

- 松本分科会員 今の関連ですが、7月までと言ったよね、設計の工期が。多分、できるだけえが。そうすると、7月に設計図が上がってきて、もちろん実施設計が上がってくると思いますが、着工はいつを考えているんですか。金額的に来年度の予算になるでしょうけれども、来年度予算で着工する、そういう計画なんですか。
- 鈴木子育て支援課長 今、分科会員から御質疑がありました件につきましては、来年度の工事着工という形で予算を計上させていただく予定で今のところ考えております。

- 松本分科会員 了解。

- 杉田分科会員 決算書の196ページのところに、企業主導型保育事業所、備品購入等補助というのがあるんですけど、この企業主導型保育事業というのは、今、焼津市内では全部で幾つの企業型の保育事業があって、そこの定員と、そこが充足しているかしていないかというのは新聞記事になっていますけど、その状態についてももしわかったらお願いします。

- 増田保育・幼稚園課長 企業主導型保育事業所は、今現在は6カ所あります。平成29年度中は4カ所でした。今年度に入ってまた2カ所できたということでもあります。定員ですけれども、個々に申し上げたほうがよろしいですか。

- 杉田分科会員 別に今ここでやらなくても、また表でももらえれば別に構わないけど、ここでぱつと言えるというんだったら。6カ所だもんで。

○増田保育・幼稚園課長 じゃ、ぱつと言いますね。J Aおおいがわが茶果菜保育園というのをやっていますけど、そこが18人です。岡本石井病院が運営しているところが12人、それから、田子重は120人。ただし、田子重の120人につきましては、全部従業員枠ということで、一般枠はないというお話なので、一般の人の受け入れはしておりません。実際に120人までいっぱい入っているわけではないですけども、将来的な人材確保という意味でやっているというお話です。それから、美容院とかを経営しているPETZが25人です。それから、あと、株式会社権兵衛が17。それから、有限会社池ちゃん家が19人です。以上が6カ所です。

○杉田分科会員 どのぐらい利用しているかというの。

○増田保育・幼稚園課長 利用は、うちのほうが情報をなかなか把握はできないんですけども、田子重は、以前、聞いたときに、定員に対して半分ぐらい利用していると。それ以外のところは、地域枠を設けていまして一般の人も利用していまして、従業員枠と地域枠をあわせて定員がほぼいっぱいになっている状況です。

以上です。

○杉田分科会員 わかりました。それで、今、備品等の購入補助費というのがあるんですけど、これというのは、規模だとかそういうものによって配分が違うのか一律なのか。

○増田保育・幼稚園課長 備品の補助制度につきましては、市の単独の制度ですけども、備品とか消耗品の購入費に対して4分の3の補助率で上限を200万円としています。どこの施設も上限の200万円、実際には三百五、六十万円から田子重なんかは900万円ぐらいかかっているの、上限の200万円の補助を交付しております。

○杉田分科会員 どこもみんな200万円ずつですか。そうすると、6掛ける200か。

○増田保育・幼稚園課長 平成29年度中は4カ所なので、決算としては800万円になります。

○秋山分科会員 企業主導型のは私も聞きたかったのでよかったです、わかって。

概要の報告書の117ページの一番上のところです。児童虐待防止及びDV対策事業ということであります。それで、これは子どもとか女性を配偶者のDVから守るということで、このときは一時保護といいますか、女性を県外施設に保護したというその事業はこの枠の中に入っていますよね。

○杉山子ども相談センター所長 分科会員おっしゃるとおりで、基本的にはDVの関係が主になりますけれども、この事業の中で対応させていただきまして、平成29年度から女性相談員を配置させていただきました。その人件費が主なものとなっておりますが、保護に要した高速代であるとかホテルに1泊させたときの扶助費であるとかいったものの経費がこの中に入っております。

○秋山分科会員 子どもとか女性の緊急的なシェルターのようなものというのは、どこかと連携してとか協定を結んでとか、どういう流れで保護するということになっていくんでしょうか。

○杉山子ども相談センター所長 基本的には、県の一時保護所がございます。場所については割愛をさせていただきますけれども、そちらに保護をしていただく形になります。DVの関係ですね。ただし、県の一時保護に至るまでにどうしても時間は要しますので、そういったときには、市内の施設と連携をさせていただいておまして、一時的にそこ

で保護をさせていただくという形と、また、その施設での保護が、例えば深夜であるとかいった形になったときには、先ほど申しましたが、市内のホテル等で保護をするとか、いろんな形で保護をさせていただいてからしかるべき施設につないでいく、また、県外であるとかいったところにつないでいく、そういったことをやらせていただいております。

以上でございます。

- 秋山分科会員 了解しました。別の地域なんですけれども、緊急に保護したいんですけども、受け入れというのがすごく手続が大変で、やっぱり時間が勝負なところも案件によってはあると思いますので、安心しました。

同じページの発達支援事業費、アシストファイルを作成したというふうに御説明いただきましたけれども、この活用法ですとか、どんなふうに行われているというその内容を教えてください。

- 杉山こども相談センター所長 アシストファイルも、平成29年度作成をさせていただきました。これの基本的な目的でありますけれども、発達の関係については一貫した支援がどうしても必要になります。ですが、これまでは、それぞれのステージごと、縦割りの形で支援を行っていた関係で、乳幼児期であるとか保育園、幼稚園、また、小学校、中学校、高校と、それぞれステージがかわるごとに保護者の方がそれぞれお子さんの特性について説明をしていただいていたかきやならないということ、また、保護者に関しては、過去にどういった経緯があったのか、お子さんについての履歴といったものが管理できていなかったというところもあって、そういった点が保護者の負担であり、子どもさんの負担でもあったものですから、そういった記録ができる、また、説明するに当たっても資料となるということを観点とさせてつくらせていただきましたのがアシストファイルになります。現時点では111冊交付をさせていただいているところであります。

以上でございます。

- 秋山分科会員 その111冊は、そうすると、保護者がアシストファイルに随時記録したりだとかいうふうにして保管して、活用……。使い方はどんなふうにするんですか。
- 杉山こども相談センター所長 今分科会員がおっしゃったとおり、これは保護者がいろいろ記録していく形になります。それぞれのステージ期でどういったところでどういう相談をした、子どもの特性はどうであったかというものを親御さんが記入をしていただいて、また、それぞれ、例えば検査とかをした場合であれば、そのときの検査表といったものをとじ込んでいただくであるとか、いろんな資料もとじ込んでいただけるようなリングファイルになっておりますので、そういった形で活用をさせていただいているということになります。

以上でございます。

- 秋山分科会員 そうすると、それは先ほど、ステージごとに結構縦割りでということが当事者とか保護者の負担になっていたということなんですけれども、受ける側の行政の側としても、そういった縦割りの弊害をなくしていこうというようなことのツールの1つにはなると考えていいんでしょうか。
- 杉山こども相談センター所長 そのとおりです。そういうつなぐツールとして活用して

いただくということになります。我々としては、保護者の方にこのアシストファイルを御紹介させていただくとともに、それぞれの機関がこのアシストファイルの存在を知らなければ活用もできないものですから、丁寧にそれぞれの機関に御説明をさせていただいて、こういったものを持っているよとかいったところの情報提供をさせていただいて、学校の先生であるとかいった方々が利用できるように活用の域をこれからも周知を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○齋藤分科会員 196ページの保育料の滞納対策費の関係で、ここ、きのう、出ていますよね。この関係は何年の給料の関係になるんですかね。それと同時に、滞納している家庭の徴収ということなんですけど、その効果をお聞きしたいのですが。

○増田保育・幼稚園課長 滞納の関係ですけれども、これ、過年度分全てなので、古い人は平成15年分からになります。毎年度分それぞれありまして、結局、何でそんな古いのがあるのかというと、一部納付をするとそこで時効が中断しまして、そこからまた時効がスタートするので、訪問徴収とかをして収入があれば、そこで時効が中断するという事で、もう長いつき合いになっている人がいるということです。

ここの予算につきましては、専門徴収員を1人雇用していますので、それぞれ滞納者のお宅に直接訪問をしまして、今お話ししましたような一部納付でもということで話をし、できるだけ納入していただくように努めているということでございます。

あと、滞納につきましては、今、市の、昨年までですと収納対策課、今、納税促進課だと思いますけれども、そちらのほうに困難案件は移管をしまして、昨年度までの収納対策課のほうでいろいろ財産調査をしたりして実際に差し押さえまでしていることもありますので、そういった形で総合的に滞納を減らしていくような努力をしているところでございます。

○青島分科会長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、こども未来部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

○青島分科会長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

閉会(12:04)

開会(13:00)

○青島分科会長 会議を再開する。

市民部所管の議案の審査に入る。

認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○青島分科会長 当局の説明に対し質疑・意見のある分科会員の発言を許す。

○杉田分科会員 まちづくり活動支援事業、12団体ということでしたけど、その各団体は

どんな団体で、それで、このまちづくり活動としての活動は具体的などんな活動をやっているのか教えてください。

○堀内市民協働課長 平成29年度は12団体の市民活動の内容がありまして、4団体が新しい団体として補助金のほうを交付しております。12団体の内容を全てお答えするんでしょうか。

○杉田分科会員 後で表でもいいですけども。

○堀内市民協働課長 はい。代表的なものを御説明させていただきますと、地域に根差した活動として、中里のほうで、井伊直孝の活動をする中里倶楽部さんですとか、大井川のほうで言いますと、8月14日に中島のほうで灯籠をする燈籠保存会さん、あとは、新しいところですよ、昨年初めてなんですけれども、Hyggeというグループがありまして、Hyggeでヒュゲと読むんですけど、焼津のほうにデンマークの障害者の方たちをキャンプに呼んだりして活動をするというグループもありました。あとは、まち・人・くらし・やいづワンニャンの会は、前から活動してくれていますが、市内で猫とか犬の保護、TNR活動を行ってくださっています。以上でよろしいでしょうか。

○杉田分科会員 了解しました。

あと、168ページのところに、外国人支援事業費というところで、4人の講師というのか、それでいいんですか。

○堀内市民協働課長 通訳です。

○杉田分科会員 通訳。そういう方がやられているということなんですけど、この対象の外国人というのは、さっき、何か国語かわかりませんが、そういうことをやられていて、対象の外国人というのは、年齢だとかあるいは人数、あるいはその内容というのは、具体的にどういう、あくまでも言葉、日本語で書いてある、焼津市に住むに当たってこんなことしてください、あんなことをしてください、そういう説明なのか、あるいは支援という形で日本語を教えるということであるのか。

○堀内市民協働課長 4人の通訳の方たちは、市役所の各窓口に来た方の母国語の通訳をしています。例えば、市民課で住民票とか、あと、年金のほうとか保険のほうとかに行ったときに、言葉が通じないのでうまく話ができなくて、母国語ができる、それぞれの国の言葉ができる人をうちのほうから派遣して窓口の……。

○杉田分科会員 あくまでも窓口の説明係という。

○堀内市民協働課長 そうですね。あと、電話で多少、市のいろんなことがわからない場合に、電話でも母国語でわからないことを回答していたりします。

先ほど、どこの国の方かという話がありましたけれども、今、市内で3,900人程度外国人の方がいらっしゃるんですが、今一番多いのがフィリピンの方で1,600人を超えていらっしゃるんですね。あと、ブラジル、中国、ベトナムと続いております。

以上です。

○秋山分科会員 今の杉田分科会員の話とちょっと関連しますけれども、外国語版の広報紙を発行されていますよね。これは配布の方法はどんな。窓口に来た人に渡すだけなのか、または、派遣会社なり関連するようなところに送付されているのかということをお聞きしたい。

それから、もう一つ、相談で翻訳とか通訳の業務もその方たちはやられていると思う



んですけれど……。概要報告書から見ているので、57ページのところです。例えば、翻訳とか通訳とか生活相談、いろんな課から市民協働課のほうに相談があって、それで派遣されているのかもしれないんですけれども、例えば、病院から、受診とか入院とか緊急で外国の方の受診があるので通訳というようなこともあるのかどうか教えてください。

○堀内市民協働課長 まず、先に外国語版広報のことなんですけれども、発送方法と申しますと郵送によることが多いんですが、そのほかに、庁内のルートを利用して市内の図書館、公民館、あとは市内で行っている日本語教室、あと、変わったところでは派遣会社、あと、外国人の方が立ち寄りのお店に送っています。あと、御本人から送ってほしいという希望の電話もありまして、全部で1,000部前後、毎月皆さんのところに配付している状況です。

次のことなんですけど、病院は、病院で通訳さんがいらっしゃるものですから、こちらから派遣ということはないです。

以上です。

○秋山分科会員 また関連します。56ページ、57ページには、多文化共生社会の推進ということで幾つかの団体、例えば、国際友好協会とか日中友好協会とかいったところの事務局としての業務も市民協働課でされています。それで、それぞれイベント的なことが比較的多いのかなというふうに思うんですけれども、防災という視点で見たいなと思うんですが、例えば、熊本地震のときなんか、外国人のための防災情報の提供とか緊急の受け入れ先の対応とか国際交流協会のようなところが非常に貢献されていたということです。国際友好協会というのと国際交流協会というのとちょっと違うかもしれませんけれども、国際云々をつく団体と申しますとこのぐらいのかなというふうに思うところもあるので、そういった時代のニーズと申しますか、それに合った方向に活動をシフトしていくというのか、展開していくというのか、広げていくというのかわかりませんが、方向をもし検討しているということがあれば聞かせていただけますか。

○堀内市民協働課長 今、秋山分科会員がおっしゃったとおり、大分外国人に対する防災というのは重要になってくると思ひまして、今、防災訓練がある場合は、日本人と一緒にんですけれども、広報とか、あと、生活ガイドブックといったものも発行しているんですが、そちらのほうでそういった訓練の参加を促す文章を載せたりですとかはしてまして、あと、機会があれば、外国人が集まったところでそういう防災の話をしてもらったりということも今後考えているところです。あと、ハザードマップとかも他言語化に翻訳してあるわけなので配れるようになっているんですが、地図を外国人本人の方が解説するのは、なかなか、現実的じゃないものですから、今後また何かもっと具体的な、実際に参加できるようなことで防災のほうとも協力できることがあれば検討したいと思ひます。

○秋山分科会員 広報紙も、思っていた以上にいろんなところに各所に配るような努力をされていたというので、随分外国の人たちの生活環境と申しますか、それも変わってきたんじゃないかなというふうに思ひます。わかりました。ありがとうございます。

○杉田分科会員 自分の中で頭が混乱しているというか、特別会計との絡みなのかどうかわからないんですけど、今の説明の中で、決算書の206ページのところで、後期高齢者の医療費の負担金というのがあるんですけど、今説明があつたかもしれないんですけど、

きのうしたのかどうかわからないんだけど、大きな内訳について教えていただけますか。

○橋ヶ谷保険年金課長 今回の御質疑ですけれども、内容的には、75歳以上の人たちが加入される後期高齢者医療制度の実際の医療費の分を広域連合へ毎月請求に基づいて払うものの金額の年間の総額で、あと、その中身、例えば通常、外来とか入院とかでかかる医療費、あと、一定の限度額を超えたときに還付があるんですけれども、高額医療費、あと、例えば、診療に伴ってマッサージとか療養費とか、療養費というんですけれども、そういったところの込み込みの金額が医療費なんですけれども、すぐに窓口の外来の分が幾らで療養費が幾らで高額が幾らでというところは、済みません、今、細かい内訳は持っておりませんので、また必要であれば、内訳……。

○松本分科会員 73ページ。これの73、仕事の内容。

○橋ヶ谷保険年金課長 73ページ、そうですね、主要事業報告書の74ページにおおむね療養給付費という形で載せさせてはあるんですけれども、杉田分科会員のほうで、この中身、もっと細かいものがということであればですけれども、内容としては医療費ということで御理解をいただきたいと思います。

○杉田分科会員 いいです。オーケーです。特別会計のほうとちょっと頭が混乱しているものですから。

○秋山分科会員 概要報告書の59ページなんですけれども、くらし安全課のお仕事の中の(2)のところでは消費者行政事務というのがありまして、この事業の目的として消費者グループの育成も目指すというようなことが書かれているんですけれども、何か新たにそういうグループが生まれたとかいうものがありましたら教えてください。

○河守くらし安全課長 新たな消費者グループはありません。今、消費者連絡会という組織がございまして、今、その活動に対して育成をしているところです。消費者連絡会につきましては、体制がかわるといいますか、世代交代が進んでおりまして、ことし、また新たにスタートしたような感もあるものですから、また消費生活展等をよろしく願いたいと思います。

以上です。

○秋山分科会員 そうすると、ここで消費者グループの育成というのは、新たなところというんじゃなくて、今あるそういった消費者団体といいますか、グループをサポートするといいますか、そういう意味でこういう表現になっているのでしょうか。

○河守くらし安全課長 基本的には、今新たなグループがないものですから、この人たち、もしくは卒業生等に呼びかけて新たな消費者グループ等を立ち上げていただくことも当然考えてはおりますけれども、今のところは消費者連絡会の1つとなっております。

以上です。

○秋山分科会員 了解しました。

では、もう一つ、概要報告の66ページ。(7)で自動交付機維持管理事務とありまして、この自動交付の、市内4カ所に置いてありますということで、利用の件数も、平成28年、平成29年とも結構多いわけなんですけれども、すぐその下にコンビニのサービスの事務のこともありまして、コンビニのほうはまだまだ利用の件数は少ないんですが、この市内4カ所にある自動交付機のその後というのは、これからどういう展開になっていくのでしょうか。

○塩原市民課長 自動交付機ですけれども、4台、本庁と東益津の公民館と大井川の公民館、それと、和田の公民館、その4カ所にございます。利用の状況からいきますと、住民票で全発行の1割ぐらい。印鑑証明が2割から2割5分ぐらいが自動交付機から発行されている状況です。自動交付機を利用できる者というのが、皆さんがお持ちの印鑑登録のカード、こちらのカードをお持ちの方、発行部数でいきますと6万件以上自動交付機を利用できるようなカードをお持ちになっております。コンビニ交付でいきますと、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方という形になるものですから、最終的にはコンビニ交付のほうが自動交付機よりも発行する種類ですとかいったものも多いものですから、可能であればそちらに切りかえていきたいとは思っているんですけれども、現状では、自動交付機の発行の状況等を考えますと、まだすぐにそういう形で自動交付機の取りやめとかというふうには持っていけないものですから、しばらくは様子を見ながら、コンビニ交付の利用促進というのを図りながら共存させていきたいというふうを考えております。

以上です。

○秋山分科会員 様子を見ていくということ、了解しました。それで、この自動交付機維持管理事務で、手数料、これはこれだけかかっている、これが手数料収入ということですよ。

○塩原市民課長 手数料といいますか、自動交付機に係る経費ですけれども、消耗品、トナーですとか用紙ですとかといった消耗品がほとんどです。実際の保守料ですとかいったものにつきましては、基幹系システム全体の中で保守料等は賄っているものですから、システムの使用料ですとか。そちらにつきましては、情報戦略課の経費の中に含まれております。ですから、市民課で自動交付機に係る部分というのは、消耗品がほとんどです。あと、入ってくるほうの手手数料ですけれども、窓口と同じ、住民票が1通300円、印鑑証明が1通300円というふうになっております。

以上です。

○秋山分科会員 了解です。

○村松副分科会長 余り、聞きにくい話なんですけど、霊柩車の件なんですけど、ここに、傾向を見ていくと、対前年で7.89、約8%弱利用している人が減っていますよ、亡くなっている人は若干ふえているわけなんですけれども。いわゆる葬祭業者も持っている業者がありまして、民間業者の圧迫という問題がどうなっておるのかということと、それともう一つ、外国人は利活用というのはここはどうなんですか。わかれば教えていただきたいです。

○塩原市民課長 村松副分科会長の質疑にお答えします。

まず、昨年度の霊柩車の使用の件数、7%の減なんですけれども、こちらにつきましては、昨年度、霊柩車がもらい事故をしてしまって3週間ほど利用できない期間があったものですから、ほぼその件数が減になっているかと思えます。ですから、そういうのがなければ、順調にいけば平年並みというような件数であったと思えます。

あと、民の圧迫という形ですけれども、今持っている霊柩車が大分古くなっているものですから、民間事業者にもいろいろ市でこの事業についてということで御意見を伺ったりですとかを今させていただいているところです。民間事業者に確かに霊柩車はある

んですけれども、利用される方の財政的な負担の軽減ですとかいったことを考えますと、簡単にこの事業をやめるとかいった形に持っていくということもできないものですから、葬祭業者の方もございます。負担等を考えますと、市の事業というのでも継続してもらうというのもありかなというふうなお声も聞いておりますので、その辺につきましては、葬祭業者の意見を聞きながらこれから先のことは考えていきたいと思っております。申しわけございません。

それと、あと、外国人の方なんですけれども、外国人の方であっても、窓口の届け出をされる方というか、葬儀の予約等につきましては葬祭業者の方がかわりにやられるケースというのが多いものですから、日本の方と同じように取り扱いのほうはさせていただいております。ただ、済みません、外国人がどれぐらい利用しているかというのはその統計はとっておりませんので、こういう言い方になってしまいます。よろしくお願ひします。

○村松副分科会長 わかりました。ありがとうございました。それと、亡くなると市民課に届けを出すんですけれども、これは火葬の許可と同時に墓埋法の関係で埋葬許可も出るじゃないですか。外国人というのはどうなっているんですか。もし実態がわかれば。結局、お骨を持って自分の国へ帰るのか、どこかに置いてもらうのか、その辺がもしわかっていたら教えてください。わからなければいいです。

○塩原市民課長 細かいことは、済みません、わかりません。火葬の許可のちょうど下側に埋・火葬の許可の書類があるんですけれども、火葬を行うと、斎場でそのところに火葬しましたよということで判こを押してもらってという形になります。実際に母国のほうに遺骨を持っていかれるという方も聞いたことはございますけれども、あと、日本に長く住まわれている外国人の方については、こちらで埋葬されたりということもあるかと思っております。済みません、明確には答えられないので申しわけないですけれども、よろしくお願ひします。

○村松副分科会長 わかりました。その辺も、今後まだまだ国際化して、いわゆるフィリピン人とかベトナム人も非常にふえているようですので、またいずれそういう問題が出てくるんじゃないのかなと思っておりますので、そういうのを先を考えて対応していくほうがいいかと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

以上です。

○齋藤分科会員 先ほど、まちづくりの活動支援ということで12団体ということでお聞きしたんですけど、この内容によって助成金が変わってくるんですか。その辺をお聞きしたいと思っております。

○堀内市民協働課長 昨年までは上限が一律25万円でした。ただ、団体によってはそれほどお金を必要としない団体とかもあるものですから、金額はさまざまになります。

○齋藤分科会員 25万円というあれは一律じゃないですね。内容によってかげんがされるわけですね。

○堀内市民協働課長 済みません、うまく説明できなくて。そうですね。上限なので25万円が最高なんですけど、その団体が幾つかあって、それ以下のところもあって、最後の決算はまちまちということで。

以上です。

○杉田分科会員 概要報告書の60ページのところなんですけど、交通安全の、学校だとかいろんなところへ行ってやられている。これはこの市民部がやることかどうかわからないんですけど、自転車の事故が多くなっている中で、自転車の通行帯というのかな、あるところではブルーだかグリーンだか何かやったりなんかしているけど、あれはここじゃなくてほかの部がやると思うんですけど、ここで交通安全だとかそういうものをやる時に、ほかのいろんなことをやる、警察も含めてですけど、そういう関係部署との連携というのはどういうふうにされているか教えてください。

○河守くらし安全課長 交通安全対策協議会等市の中に組織がございますし、外部の方も入っていますけれども、当然警察、あと、道路安全施設等を管理しています道路課とも常に連携して、そういう安全施設等について検討、協議を進めております。

以上です。

○杉田分科会員 そうやって関連部署と連携をずっととられていく中で、ここは危ないな、直していこうよというようなことが決まった場合、道路課がやるんだかわからないですけど、警察とここはやったほうがいいよというようなことで、平成29年度の中で具体化したところというのはありますか。

○河守くらし安全課長 済みません、ここだという御答弁ができないんですけども、基本的に、警察が直すような場合であるとか交差点等については道路課のほうでやっているものですから、その中で、通学路安全プログラム等議会等なんかとも話が出ていましたけれども、警察とか道路課とか、我々もそうですけれども、教育委員会、一堂に会してその場所を実際に歩いてみるとか、そういうような取り組みを行っておりますので、常に連携をしているということをお願いいたします。

○杉田分科会員 わかりました。連携してやっているということはわかったので、その連携している中で、いろんなそういう会議の中で具体的な話が出て、今、具体的にそのところへ行って歩いてみたようだとか、そういうことをやられているということの中から、具体的に、もし、今すぐわからなくてもいいですけど、この平成29年度の中でそういう連携の中でこういう対策がされたという具体的なところがあったら、また後で結構ですので教えてください。

○河守くらし安全課長 わかりました。

○青島分科会長 質疑、意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第12号「平成29年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について」中、市民部所管部分は全会一致、認定すべきものと決定

○青島分科会長 以上で市民部所管の議案の審査は終了した。

これで本日の審査を終了とする。

閉会(13:51)